

1 搬入・分別ルール

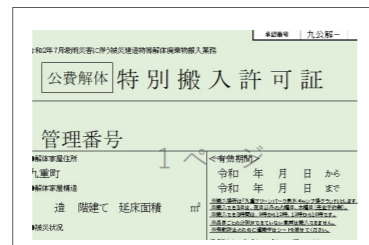
- ① 令和2年10月15日以降、災害廃棄物の搬入ルールについては以下の通りとなります。分別ルールは、「4. 分別ルール」を参照してください。
- ② 受入施設は、九重町災害廃棄物仮置場(九重グリーンパーク泉水キャンプ場)と玖珠清掃センターになります。
  - ・ 玖珠清掃センターへの搬入は、片付けごみ等で搬入できるものに限りです。
  - ・ 生ごみなどの食品系廃棄物やリフォームごみ等被災後に生じたごみは除きます。

2 特別搬入許可証

- ・ 仮置場に、災害廃棄物を搬入する際には、特別搬入許可証が必要です。ただし、玖珠清掃センターに搬入する際は不要ですが、罹災証明書または被災証明書をご持参ください。
- ・ 特別搬入許可証は、町保健福祉センターで発行します。
- ・ 発行受付期間(自費解体廃棄物、片付けごみ等)は平日の8時30分から17時00分までです。
- ・ 公費解体は緑色、自費解体はピンク色、片付けごみ等は黄色の色分けで特別搬入許可証を作成します。
- ・ 仮置場へ持ち込む際には、特別搬入許可証を提示してください。搬入のたびに裏面に日付印を押印します。

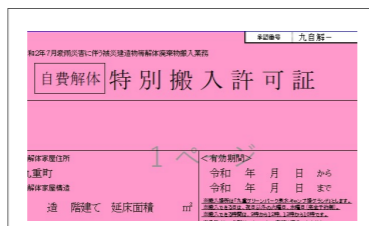
(1) 公費解体廃棄物

- ・ 解体受託業者からの依頼に基づき、町保健福祉センターで発行し、解体業者に交付します。
- ・ 1つの解体現場につき、3枚発行し、車両は特定しません。
- ・ 有効期間は原則2ヶ月とします。(ただし、仮置場閉鎖日までとする)

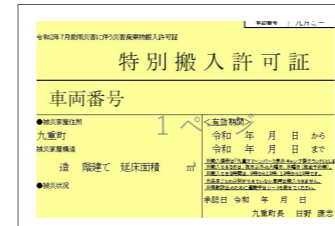


(2) 自費解体廃棄物

- ・ 申請に必要な書類は以下のとおりです。
  - ① 被災家屋解体廃棄物特別搬入許可証交付申請書(町指定様式。HPからもダウンロード可)
  - ② 委任状、同意書(町指定様式。HPからもダウンロード可)
  - ③ り災証明書又は被災証明書(コピー)
    - ※り災証明書・被災証明書が発行されない場合は写真。
  - ④ 解体工事請負契約書(原本とコピーを持参。原本は返却。)
  - ⑤ 収集運搬委託契約書(解体業者以外の者が解体廃棄物を収集運搬する場合のみ必要)
- ・ 使用する車両ごとに発行します。



- ・ 有効期間は原則1ヶ月とし、必要に応じて延長します。(ただし、仮置場閉鎖日までとする)
- (3) 片付けごみ等
  - ・ 家屋解体以外の災害ごみ(家屋の修繕等に伴い撤去したボード類等。)を処分する際にも、特別搬入許可証が必要になります。
  - ・ 申請に必要な書類は以下のとおりです。
    - ① 災害ごみ搬入許可証申請書(町指定様式。HPからもダウンロード可)
    - ② り災証明書又は被災証明書(コピー)
      - ※り災証明書・被災証明書が発行されない場合は写真。
    - ③ 委任状(町指定様式。運搬業者等が手続きを代行する場合に必要。HPからもダウンロード可。)
  - ※搬入車両のナンバー、搬入回数を申請書に記入する必要があるの、控えてご来庁ください。
  - ・ これまで同様、生ごみ系は持ち込めないため、通常のごみとしてごみステーションに出してください。
  - ・ 廃棄物が混ざっていない土砂は持ち込めません。



3 搬入時の注意事項

- ・ 特別搬入許可証に記載の有効期限等をよく確認してください。整合していない車両は搬入できません。
- ・ 完全予約制とし仮置場の受入時間は、祝日以外の火曜日、木曜日の9時~12時・13時~16時です。お昼時間等の受入時間外に搬入されても荷降ろしはできません。なお、受入施設の状況により、受入日及び時間を変更する場合があります。
- ・ 道路交通法は遵守し、過積載等がないようにしてください。
- ・ 公費解体廃棄物、自費解体廃棄物、片付けごみ等を運搬する場合は、荷台にシートを掛けてください。
- ・ シート掛け、シート外しは仮置場内で行ってください。
- ・ フレコンバッグについては、「4. 分別ルール」で指定してある廃棄物以外では使わないでください。(内容物が確認できる状態で搬入してください。)
- ・ 廃棄物の運搬については、落下や飛散をさせないように、トラック荷台への積み込みや固定はしっかりと行い、出発前に再確認をしてください。
- ・ 交差点での右左折時やカーブなど遠心力が生じる場合や、停車から発進する場合の加速度が生じる場合は、特に注意してください。
- ・ 予約変更や積雪等で搬入ができない時は、必ず事前にご連絡ください。

4 分別ルール

・ **正しく分別できていない場合、搬入をお断りします。**

No.	受入品目	分別ルール
1	コンクリートから	
2	コンクリート二次製品	セメント瓦含む
3	アスファルトから	
4	自然石・庭石	
5	木くず(柱・梁)	石膏ボード等は外してください
6	木くず(生木・木製家具類)	家具類は中身を出してください
7	畳・むしろ	
8	土壁・泥壁	
9	石膏ボード	品目ごとにフレコンに入れて、マジックで内容を記載
10	スレート・サイディング・ケイ酸カルシウム板・コロニアルくず	
11	石綿含有廃棄物	
12	木毛セメント板	
13	断熱材(保温くず)	
14	瓦(焼き瓦)	セメント瓦除く
15	ガラス・陶磁器	
16	レンガ・タイル	
17	金属くず	
18	リサイクル家電5品目(洗濯機・冷蔵庫・テレビ・エアコン・衣類乾燥機)	品目ごとに分けて降ろします
19	その他家電(パソコン・電子レンジなど)	
20	ソファ・ベットマット	
21	可燃物・布団・カーテン・衣類・紙くず・プラ製家具類・塩ビパイプ等	
22	処理困難物(蛍光管・電池・バッテリー・石油ストープ・ソーラーパネル・ガスボンベ・カセットボンベ等)	品目ごとに分けて降ろします
23	解体残さ(土砂混じりがれき)	

※その他、ご不明な点は下記までお問い合わせください。  
またこの分別ルールは、変更になる場合があります。変更があった場合は、運営委託先の指示に従ってください。

【本書の内容についてのお問い合わせ】  
九重町 保健福祉センター  
TEL: 0973-76-3838  
【分別ルールについてのお問い合わせ】  
九重町災害廃棄物仮置場 運営委託先: (株)環境整備産業  
TEL: 097-569-0854 (本社)  
TEL: 080-1716-2470 (担当)